



第1回社債型種類株式に関するQ&A

2026年4月30日



JAPAN AIRLINES

第1回社債型種類株式に関するQ&A

質問	回答
1. 第1回社債型種類株式を発行する意義、目的は何か	<ul style="list-style-type: none">• 当社グループは、「JALグループ経営ビジョン2035」のもと、国際路線事業及びマイル・ライフ事業等の成長領域への重点的な投資を通じ、外部環境の変化に強く、社会価値創出と着実な成長を実現する事業ポートフォリオへの変革を進めております。• こうした成長投資を継続・拡大し、2035年度に向けた更なる飛躍的成長を実現していくためには、財務戦略においても「強固な財務体質」と「高い資本効率」の両立を図りながら、安定的かつ多様な資金調達手段を確保し、財務健全性を維持・向上させていくことが重要であると認識しております。• このような背景のもと、既存の当社普通株式に希薄化を生じさせることなく成長資金を調達するとともに、自己資本の拡充を通じて財務基盤の強化を図る手法として、社債型種類株式による資本調達が有用な選択肢であると判断し、今般、第1回社債型種類株式の発行を決定いたしました。• また、社債型種類株式の発行を通じて幅広い投資家層へのアプローチを促進し、JALファン層の拡大を図ることで、当社の顧客基盤を拡大するとともに長期的な関係構築やブランド価値の向上にも寄与すると期待しております。
2. ハイブリッド社債との商品性の違いは	<ul style="list-style-type: none">• 社債型種類株式の発行により、会計上の資本を拡充できる点が一般的なハイブリッド社債と大きく異なります。• 社債型種類株式は東証上場を通じて幅広い投資家にご検討いただける商品です。(NISAの対象)• 第1回社債型種類株式においては、過去、当社が発行したハイブリッド社債と異なり、格付上の資本性評価を取得しない商品性となります。• 社債型種類株式と、2025年4月16日に発行した永久劣後社債を含むハイブリッド社債への配当・利払を行う場合には、同順位での支払いを想定しています。
3. 資金用途は何か	<ul style="list-style-type: none">• 第1回社債型種類株式による調達資金は、最新鋭機材(エアバスA350型・ボーイング737-8型など)の購入に係る設備投資資金の一部に充当する予定です。これにより、①省燃費機材導入による環境負荷軽減、②国際ネットワークの拡充と成長の実現、③国内線の供給適正化を通じた収支改善を目指します。
4. 条件決定はいつを予定しているのか	<ul style="list-style-type: none">• 発行条件は2026年5月19日(火)から2026年5月21日(木)までのいずれかの日に決定される予定です。

第1回社債型種類株式に関するQ&A

質問	回答
5. 第1回社債型種類株式の発行価格はいくらか	<ul style="list-style-type: none"> 発行価格は10,000円となります。
6. 東証での売買はいつから可能で、売買単位は何株か	<ul style="list-style-type: none"> 第1回社債型種類株式は、発行日の翌営業日に東京証券取引所プライム市場に上場し、売買が可能です。 売買単位は普通株式同様、1单元当たり100株となります。
7. 第1回社債型種類株式で格付上の資本性評価を取得しない理由は	<ul style="list-style-type: none"> 第1回社債型種類株式については、当社において初めてとなる社債型種類株式であり、個人を含む幅広い投資家にご検討いただくこと、発行の5年後以降の当社による取得(コール)の蓋然性を高めること等を総合考慮して、格付上の資本性評価を取得せず、ステップアップを5%とした商品性としています。
8. 第1回社債型種類株式の固定配当はどのように決定されるのか	<ul style="list-style-type: none"> 第1回社債型種類株式の固定配当は、当社が設定した仮条件(年3.80%以上、年4.50%以下)を基に、投資家の需要状況等を勘案してブックビルディング方式と同様の方式によって決定します。 2032年4月1日以降においては変動配当となり、基準金利(1年国債金利)に配当年率決定時に決定した当初スプレッド※及び5%を加えた配当年率が適用されます。
9. 第1回社債型種類株式の発行が普通株式の配当方針に影響を与えるか	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、株主の皆さまへの還元を経営の最重要事項のひとつとしてとらえ、株主の皆さまへの還元を積極的に行うことを基本方針としており、配当方針に影響はありません。
10. 5年後に、第1回社債型種類株式を現金対価で取得(コール)する予定なのか	<ul style="list-style-type: none"> 当社が社債型種類株式を現金対価で取得(コール)するかは、その時点の事業・財務戦略や市場環境等を総合的に勘案して判断します。 ただし、第1回社債型種類株式の優先配当は2032年4月以降、変動の基準金利に当初スプレッド及び5%を加えた率にステップアップいたします。 また当社は、ハイブリッド社債等の市場慣習を踏まえ、多くの投資家が当社による取得(コール)が可能となる発行の5年後以降から配当がステップアップするタイミングまでの間に、現金対価で取得(コール)されることを期待していることは十分に理解しています。
11. 第1回社債型種類株式に特典等は付くのか	<ul style="list-style-type: none"> 第1回社債型種類株式には、基準日から一定期間、長期保有いただいた種類株主様を対象として、Life Status ポイント(LSP)を積算致します(次頁ご参照)。

※ 固定配当期間における固定の基準金利への上乗せ幅をいいます。

第1回社債型種類株式に係る長期保有特典

- 発行後の初年度末(2027年3月末)の種類株主(個人限定)を対象に、計3回(1年後、2年後、コール時)の基準日※1まで継続保有した株式数に応じて、以下のLife Status ポイント(LSP)を積算いたします。
- 本特典によりJALファンの拡大を図ると共に、幅広い投資家への訴求を通じて、長期的な関係構築やブランド価値向上を目指してまいります。

継続保有株式 株式数[株] 保有金額[万円]※2	継続保有の株式数に応じたLSP積算数			
	積算1回目 [ポイント]	積算2回目 [ポイント]	積算3回目(コール時) [ポイント]	合計 [ポイント]
5,000以上	140	140	420	700
4,000 - 4,999	130	130	390	650
3,000 - 3,999	120	120	360	600
2,600 - 2,999	110	110	330	550
2,000 - 2,599	100	100	300	500
1,500 - 1,999	80	80	240	400
1,000 - 1,499	60	60	180	300
500 - 999	40	40	120	200
300 - 499	30	30	90	150
200 - 299	20	20	60	100
100 - 199	8	8	24	40



500ポイント
JMB elite plus



250ポイント
JMB elite

※1 LSPの積算数は、各基準日(株式を取得した日等とは異なります。)において第1回社債型種類株式の株主名簿に保有者名義で記載又は記録されている株式数に基づいて決定されます。

※2 1株当たり10,000円で購入した場合の保有金額です。

※3 LSPの積算には、第1回社債型種類株式の保有後、株主様に所定の手続の下で「株主さま専用サイト」にご登録いただき、JALマイレージバンク(JMB)お得意様番号を期日までにご登録いただく必要がございます。

※4 LSP数に応じたStarグレード特典やサービスを利用される場合、所定のJALカードの保有等、対象条件を満たす必要がございます。

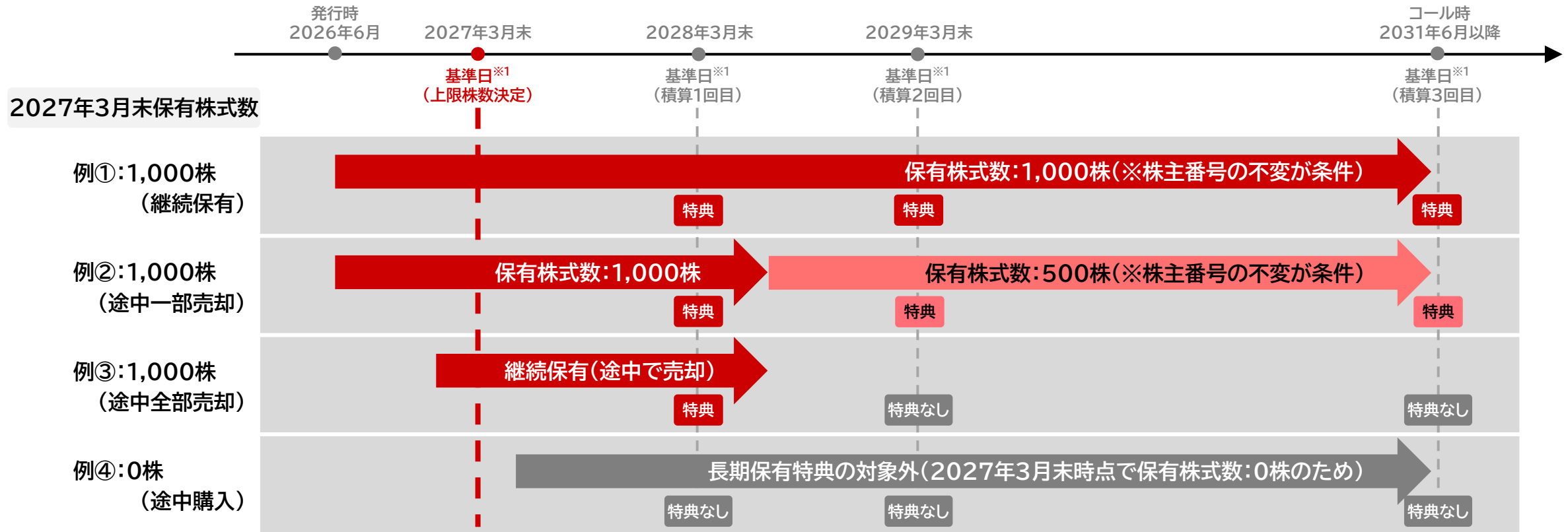
※5 株主番号が変更されると、対象から外れてしまいますのでご注意ください。なお、以下は株主番号が変わる可能性のある事例の一部となります。

- ・ 株主名簿の登録が変更された場合(相続などにより株式の名義人が変更となった場合や株式をお預けの証券会社を変更した場合)
- ・ 株主名簿の登録から外れた後、再度登録された場合(保有株式を全て売却し、基準日まで株式を買い戻した場合や証券会社の貸株サービスをご利用されている場合)

※6 JMB eliteの場合は年2回分、JMB elite plusの場合は年6回分のサクララウンジクーポンが主な特典として付与されます。

第1回社債型種類株式に係る長期保有特典

- 対象: 2027年3月末^{※1}の個人株主で、①2028年3月末、②2029年3月末、③コール時の基準日、の各時点まで継続保有した場合
 - 積算: 2027年3月末^{※1}の保有株式数を上限として、①~③までの継続保有株式数に応じて特典を積算^{※2}
- (※積算時期は2028年以降、各基準日が属する年の11月頃を想定。ただし、積算3回目については、基準日の数ヶ月後を想定)



※1 第1回社債型種類株式の株主名簿に記載又は記録されている日付であって、株式を取得した日等とは異なります。

※2 特典の積算には、第1回社債型種類株式の保有後、株主様に所定の手続の下で「株主さま専用サイト」にご登録いただく必要がございます。

この資料は当社の第1回社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。本参考資料は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、第1回社債型種類株式については米国における勧誘は行われません。